

商品概要説明書

(令和2年4月1日現在)

ご利用 いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす個人の方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当J Aの正組合員の方。 ○ご契約時の年齢が満20歳以上76歳未満の方。 ○農畜産物販売代金を、J A口座に入金することが見込まれる方。 ○生活の根拠が定まっており、原則として同一地区内に1年以上居住している方。 ○原則として栃木県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○信用状況に不安のない方。 <p>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	<p>○営農および生活に必要なご資金とします。</p> <p>ただし、負債整理資金、経済未収金の肩代り資金、および農業以外の事業資金は除きます。</p>
契約金額	<p>○1,500万円以内（10万円単位）で、かつ、前年度のJ Aへの農畜産物販売実績額および集落営農組織から配分される労賃・利益分配金でJ A口座に入金される金額の範囲内または前年度の確定申告書（損益計算書）の収入金額の範囲内でJ Aが適切と判断した金額の範囲内とします。</p>
契約期間	<p>○ご契約日から1年後の応答日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとします。</p> <p>ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当J Aがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満76歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。</p>
借入利率	<p>○変動金利とします。</p> <p>○お借入中の利率は、金融情勢等により都度見直しさせていただきます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>
借入方式	<p>○当座借越（随時返済型）とします。</p>
返済方法	<p>○指定された貯金口座にご入金された資金は、借越金残高がなくなるまで自動的にご返済に充当します。</p>
担保	<p>○契約極度額500万円以内の場合は不要です。</p> <p>○契約極度額500万円超の場合は担保提供物件に対して、原則として契約額相当の第一順位の根抵当権を設定登記させていただきます。</p>
保証	<p>○原則として栃木県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p>
保証料	<p>○ 毎年1月と7月の利息決算日にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、保証料率は年0.46%です。</p>
手数料	<p>○お借入期間中において、極度額等を変更される場合の条件変更手数料は無料です。</p>
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店または 金融経済部（電話：0282-24-1184）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <p>埼玉弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○お申込みには、当J Aおよび栃木県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>